

## 千葉県道路交通法施行細則の一部改正について

### 1 改正する公安委員会規則の名称

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）

### 2 改正した部分

#### (1) 道路交通法等の改正（令和2年12月1日施行）に係る条ずれ対応

##### ア 細則第2条第2項第4号

###### (ア) 内容

条文中の「施行規則第6条の3の3」を「施行規則第6条の3の5」に改正

###### (イ) 理由

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に「第6条の3の2（停車又は駐車に関係のある者による合意）」及び「第6条の3の3（停車又は駐車に関係のある者）」が追加されたことによる条ずれ対応

##### イ 細則別記第1号様式の2から第1号様式の4まで

###### (ア) 内容

裏面注意事項の1に記載の「(1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び第75条の8）」を「(1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8）」に改正

###### (イ) 理由

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条に第2項が追加されたことによる条ずれ対応

#### (2) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条第3号ハに規定する公安委員会が定める自動車が通行できる道路の追加

別表第3に「千葉市道新港17号線」を追加

### 3 施行日

令和3年4月1日（前記2（1）の改正規定は、公布の日）